

# 第2回

## 地域主体の柔軟な公園運営のための 公園施設の在り方検討部会

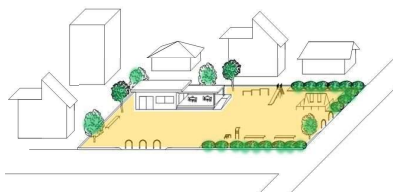
### 説 明 資 料

令和5年8月2日 14:00

1

#### 部会の目的

- 本市では、公園の特性やニーズに応じて規制を見直し、地域が独自の公園利用ルールや活用方針を定めることを認めるとともに、地域が主体となる公園運営を企業等の多様な主体がハード・ソフト両面から支援する「新たな公園運営モデル」の構築に取り組んでいる。
- 本モデルを導入する公園においては、地域やその支援団体等に対して、交流・活動拠点としての利用を前提とした公園施設の整備を認めることを検討している。
- 本部会では、その公園施設に備えるべき、基本的な機能、外観、配置等、公園に相応しい施設の在り方について、議論いただくものである。



2

#### 第1回 部会

- ・ **新たな公園運営モデルの制度概要**

制度設計に至るまでの背景～公園施設設置までに必要なプロセス

#### 第2回 部会

- ・ **公園施設の整備指針について**

基本的な機能、外観、配置等について検討

- ・ **モデル公園での取組について**

新たな公園運営モデルの導入に取り組むモデル公園での検討状況

#### 第3回 部会

- ・ **公園施設の在り方答申(案)とりまとめ**

#### 審議会

- ・ **公園施設の在り方答申とりまとめ**

3

## 次第

### 1 第1回検討部会の振り返り

### 2 第1回検討部会での主な御意見

### 3 公園施設の整備指針について

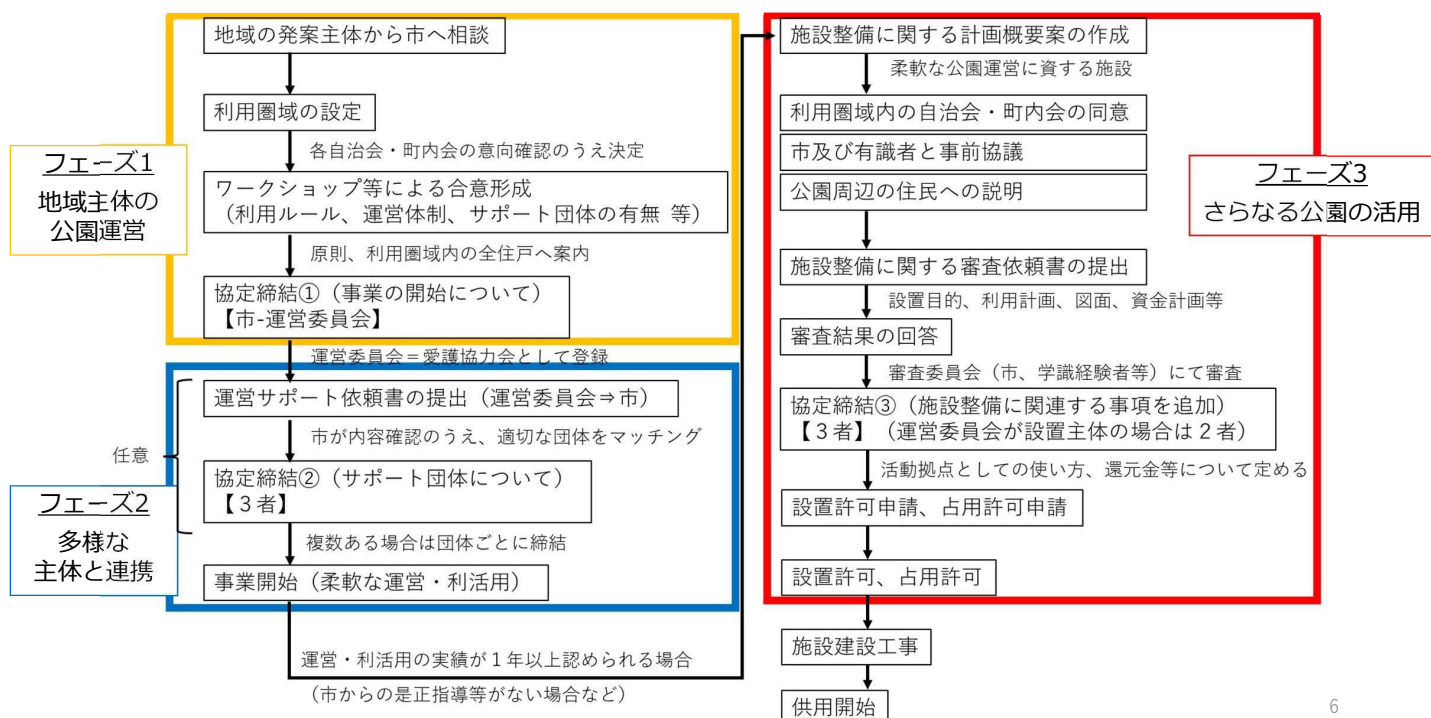
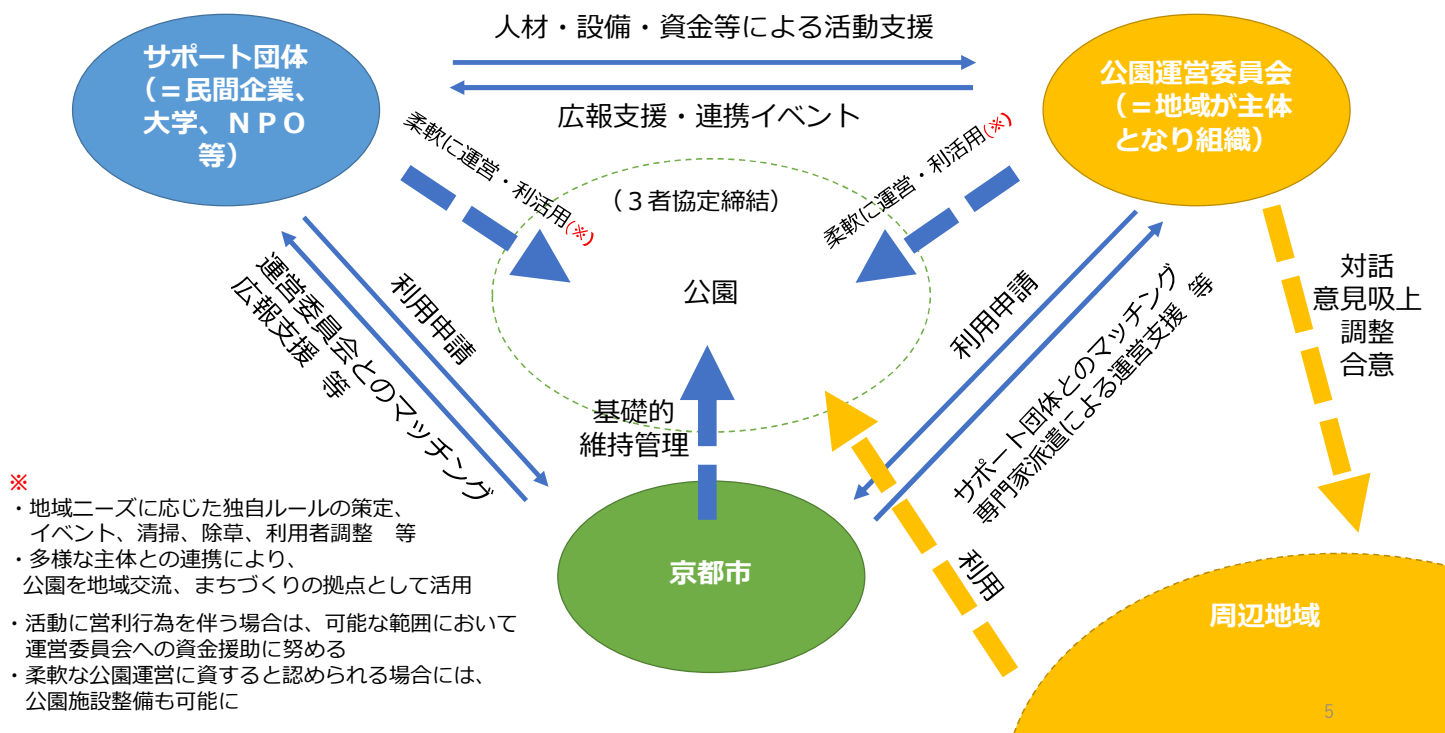
- (1) 公園施設とは
- (2) 公園施設の設置条件
- (3) 施設整備指針

### 4 モデル公園での取組について

### 5 今後のスケジュール

4

# 1 第1回検討部会の振り返り



## 2 第1回検討部会での主な御意見

### ◆「新たな公園運営モデル（以下、新モデル）」の制度概要 制度設計に至るまでの背景～公園施設設置までに必要なプロセス

#### ○モデル全体

- ・公園の課題と地域の課題がともに解決できるようなモデルが理想的
- ・課題を解決する側面だけではなく、公園の価値をより高めていくことができるモデルといった見せ方も大切

#### ○フェーズ1：地域主体の公園運営

- ・地域でこんなことやりたいという段階では、運営体制まで決められないのではないか。
- ・利用圏域が大きくなると、合意形成が難しいのではないかな。

#### ○フェーズ2：多様な主体と連携

- ・サポート団体にも魅力的なモデルとすることが必要
- ・公園周辺の事業者と連携できるようなモデルになれば、公園周辺と一体的に活用できるのではないかな。

#### ○フェーズ3：さらなる公園の活用

- ・持続可能な収益と公益性とのバランスが重要
- ・施設の運営について、共通の基準を用いて第三者が評価することが必要ではないかな。

7

## 3 公園施設の整備指針について

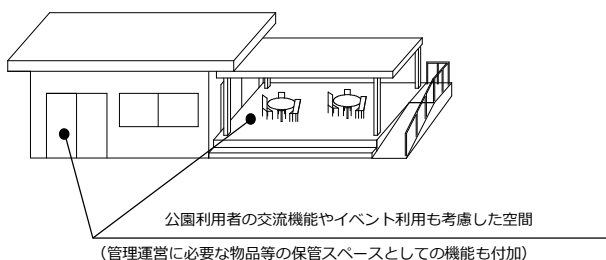
### (1) 公園施設とは

- 設置主体：運営委員会又はサポート団体
- 設置できる公園施設：柔軟な公園の管理運営と地域コミュニティの活性化等に資する施設で以下の3つ機能を有するもの

- ① 公園利用者の交流スペースとしての機能
- ② イベントスペースとしての機能
- ③ 公園の管理運営に当たり必要となる物品等の保管スペースとしての機能

\* 公園の柔軟な管理運営に資すると認められる場合は、その他の機能を併設することも可能

例：収益の一部を公園の管理運営のための資金に還元するため、売店・飲食店としての機能を併設  
サポート団体が設置する場合：便益施設（売店）＋休養施設（休憩所）



参考：みんなの家(仙台市)

8

## (2) 公園施設の設置条件

### ●主な設置条件

- ・一定期間の適切な管理運営実績を有すること
- ・利用圏域内の自治会・町内会、学区代表自治組織の同意
- ・市及び有識者（緑化審議会委員等）と事前協議
- ・運営委員会、サポート団体が中心となり、公園周辺の住民に対し説明
- ・施設審査委員会が図面や資金計画等を審査し、仕様適合証を交付  
※施設審査委員会は、施設の配置、機能、構造等が整備指針に適合しているか判断する市の内部機関
- ・設置主体と市で協定書を締結（サポート団体、公園運営委員会、京都市の3者を想定）
- ・その他、条例、建築確認申請を含む法令手続き

設置条件の詳細は、別に要綱等で定めていく予定

## (3) 施設整備指針

お手持ちの〇〇施設整備指針を用いて御説明いたします。

## 4 モデル公園での取組について

### ハード面の支援

企業が店舗整備に合わせて、地域の交流拠点となる施設も一体整備・提供  
(※交流施設の管理や運営は地域が主体となって実施)



### ソフト面の支援

企業の収益の一部を、地域が公園を運営するための活動資金として継続的に還元



### 地域主体の公園運営

独自の公園利用ルールを導入し、公園を拠点としたまちづくりを展開

## 北鍵屋公園での取組について

- 公募により(株)セブン-イレブン・ジャパンを研究パートナーに選定  
伏見区にある街区公園の北鍵屋公園で共同研究を実施
- 自治連合会、公園愛護協力会をはじめ、子育て世代、近隣住民を含めた地域住民等と共に  
地域、企業、市の3者で北鍵屋公園プロジェクトチームを立ち上げ、活用案を検討中
- 今後、現地での「実証実験」を行い、新たな公園運営モデルの有用性を検証



北鍵屋公園（伏見区）  
街区公園 2,282m2  
昭和25年開園  
近隣商業地域

北鍵屋公園（伏見区）



## 地域との取組経過

○令和4年

8月～ 地域との取組を開始

○令和5年

2月 **ワークショップ**を開催

3月 公園での**現地イベント**を実施

4月 第1回プロジェクトチーム会議を開催

4月～ **アンケート調査**を開始

5月 第2回プロジェクトチーム会議を開催

7月 第3回プロジェクトチーム会議を開催

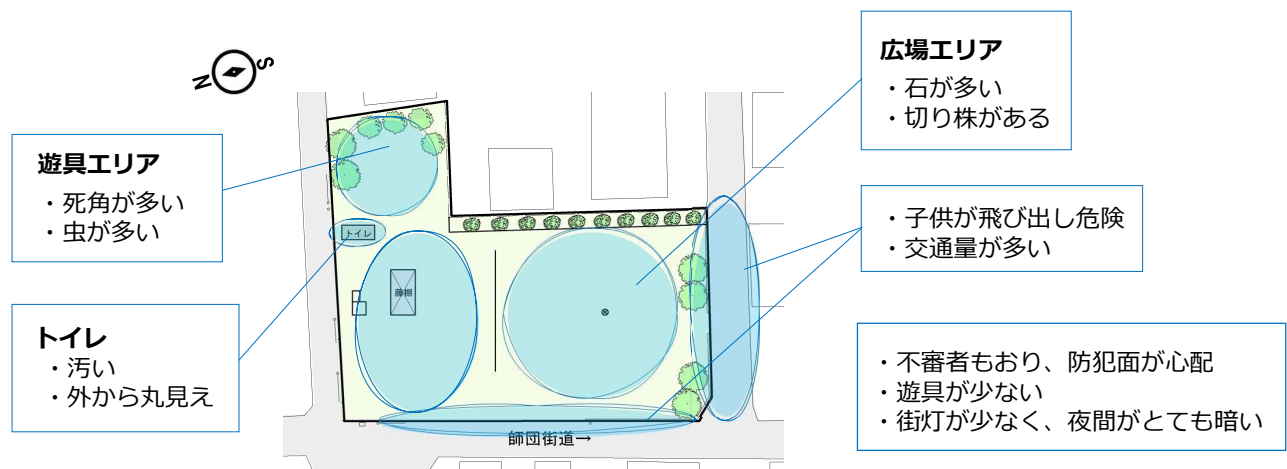
8月 第4回プロジェクトチーム会議を開催



13

## これまでに頂いたご意見

### 気になる点



・ トイレが汚い、外から見える ・ 虫が多い ・ 暗い、死角が多い ・ 遊具が少ない

という点を挙げる方が多い。

14

## こんな場所にしたい

- ・ 子供が安心して利用できる場所
- ・ 色々な世代が交流し、地域がつながる場所
- ・ 利用者がマナーを守り、みんなが楽しく遊べる場所

## こんなことしたい

### 遊び

- ・ ボール遊び(野球やサッカー)
- ・ 昔遊び(メンコ、けん玉、ベーゴマ、ゴム飛び等)

### 催し物

- ・ お祭り、盆踊り、フリマ、マルシェ、蚤の市等
- ・ 野菜販売(大学や福祉施設、地域の農場と連携)
- ・ キャンプ体験
- ・ ドッグラン(常設でないもの)
- ・ ピクニック、お花見、BBQ

### 防災

- ・ 防災キャンプ

### 清掃

- ・ 清掃活動で集めた落ち葉で焚火や焼き芋

### 自然

- ・ 虫取り、木登り等

### 休憩、語らい

- ・ お茶会

15

## 欲しい施設について

### 遊び

- ・ 色々な遊具(長い滑り台、アスレチック、健康遊具、幼児遊具、パルクール、ジャングルジムなど)
- ・ 水遊びができるところ(噴水、浅い池、プールなど)
- ・ 子供やボールが道路に飛び出さないようなフェンス
- ・ バスケットリング

### 自然

- ・ 芝生広場
- ・ 花壇や桜などの植物
- ・ 市民農場のような場所、コンポスト
- ・ 昆虫小屋

### 休憩、語らい

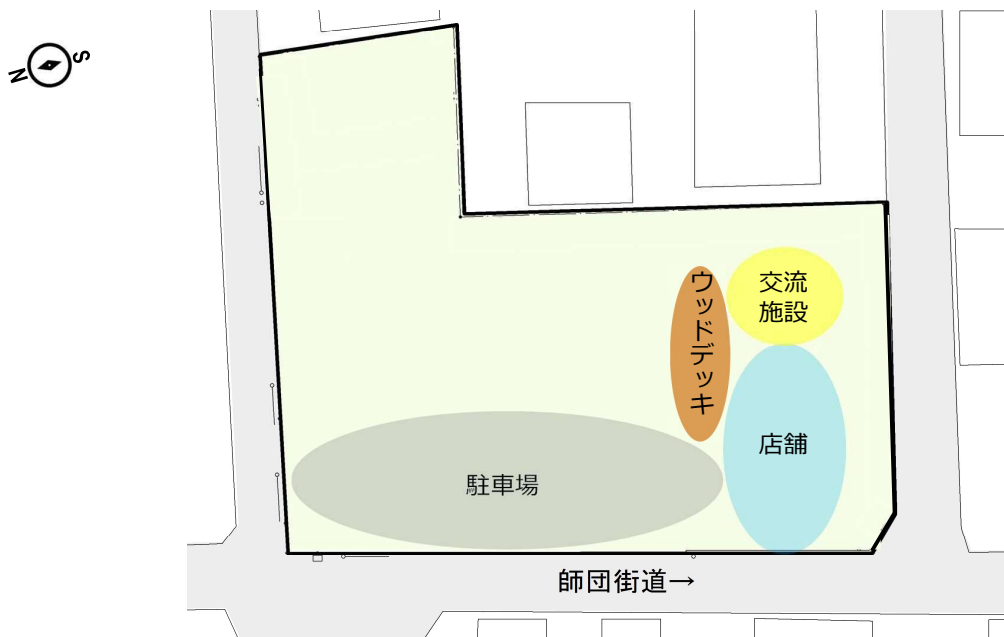
- ・ 屋根付きのテラス、ウッドデッキ
- ・ 地域の交流スペース

### その他

- ・ 綺麗なトイレ
- ・ 自転車置き場
- ・ ミスト装置
- ・ 歴史パネル(地域や公園の歴史)

16

## 北鍵屋公園の配置案



17

## 5 今後のスケジュール

### 第1回 部会

#### ・新たな公園運営モデルの制度概要

制度設計に至るまでの背景～施設設置までに必要なプロセス

### 第2回 部会

#### ・公園施設の整備指針について

基本的な機能、外観、配置等について検討

#### ・モデル公園での取組について

新たな公園運営モデルの導入に取り組むモデル公園での検討状況

### 第3回 部会

#### ・公園施設の在り方答申(案)とりまとめ

### 審議会

#### ・公園施設の在り方答申とりまとめ

18